

業務仕様書

1 業務名称

災害時避難所誘導案内板整備業務委託

2 業務目的

大阪市では、大規模地震や浸水等の災害の発生時に、市民の生命・身体を守るために、一時避難場所や災害時避難所として指定している学校等へ安全かつ迅速に避難誘導するための案内板を整備している。本業務は、既設災害時避難所誘導案内板の取替えを行うものである。

3 業務内容

大阪市内において、災害時の避難所として指定している学校等の施設へ誘導するための案内板を製作し、市域内の電柱等に原則、2枚1組で14箇所に設置する。

4 製作

- (1) 構造（形状、寸法）等については、別紙1のとおりとすること。
- (2) デザインについては、別紙2を基に本市と協議のうえ作成すること。
- (3) 製作に先立ち、上記（1）～（2）の項目を基に、製作要領書、品質証明書、材料検査表、工程表等の必要書類を作成し、本市の承諾を得ること。

5 設置場所

設置場所については、別図のとおり14箇所（既設5箇所、新設9箇所）とする。

6 設置にかかる各種許可申請

- (1) 電柱等の所有者に対する申請については、その所有者の指示に基づき、申請に伴い必要な書類はすべて受託者が作成することとする。また、当該申請、許可書の受取り等、申請に必要な実務や調整も受託者が行うこと。
- (2) 道路占用許可申請、道路使用許可申請については、申請に伴い必要な書類はすべて受託者が作成することとする。また、道路占用許可申請、道路使用許可申請、交通管理者協議書の提出、許可書の受取り等、申請に必要な実務、交通管理者との調整も受託者が行うこと。
- (3) 上記（1）～（2）の許可申請のうちいずれかが不許可となった場合は、必要となる調整を再度行ったうえで再申請業務を行うこと。

7 施工

- (1) 道路占用、道路使用等の許可条件を遵守し、施工すること。また、許可関係書類は常に携行すること。
- (2) 施工に先立ち、設置場所近隣の住民に対して工事の周知を行い、施工時は施設利用者の安全を確保し、周辺の構造物等に損傷を与えないよう事故防止に努めること。
- (3) 施工場所で事故等が発生した場合は、直ちに本市に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 作業完了後、資材等は現場に放置せず、完了後すみやかに撤収すること。
- (5) 舗装上において施工する場合は、作業終了後、ただちに舗装復旧を行うこと。また、やむなく仮復旧で存置する場合は、現場の安全管理に万全を期すること。
- (6) 道路の復旧については、道路管理者の指示に従うこと。
- (7) 設置完了後、道路管理者等に報告し、必要に応じ、各者と立会確認を行うこと。
- (8) 設置日の当日、もしくは翌日に、本市に対して設置作業完了の報告を行うこと。

8 準備

- ・業務着手前に、業務着手届、主任技術者届、工程表、施工計画書等の必要書類を作成し、本市の承諾を得たうえで施工すること。
- ・工程表については、契約後 14 日（休日等含む。）以内に作成し、本市担当者に提出しなければならない。

9 検査

業務完了後（道路管理者等への報告、立会確認も済ませた後）、本市に業務完了届を提出し検査を受けること。成果品に対して改善、または改良の指示があった場合は、遅滞なくその指示に従うこと。また、検査完了後、案内板設置台帳（紙ファイル 2 部、CD-R 1 枚）を提出すること。（台帳の様式は別途調整のうえ指示するが、設置前後の現場写真、設置場所を地図上に記したもの、設置場所ごとの表示内容を記したもの等を整理したものとする。）

10 契約不適合責任

本委託業務の契約不適合責任は、検査完了日から 2 年を経過する日までとする。

11 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 27 日まで

12 再委託について

- (1) 本委託業務における「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

13 特記事項

業務にかかるての細部については、別途指示するが、仕様書に記載のない事項についても、常識に照らして必要と認められる事柄であれば実施すること。また、契約後の疑義は、すべて本市の解釈とする。

14 本仕様書に関する問い合わせ先（本市担当者）

大阪市危機管理室 小島：06-6208-7384

災害時避難所誘導案内板製作仕様

(1) 生地

- ・スチール製、カラー鉄板、白亜鉛鉄板製防錆・焼付塗装 (JIS 認定規格)

(2) 加工・デザイン

- ・両サイド補強鉄線巻込加工、上下両サイド折込加工、取付金具通穴加工 (4箇所)
- ・インクジェット、ラミネート仕上げ、又は、同等品以上のもの (屋外の中長期商品以上)
- ・避難場所・矢印・距離等を表示し、27パターン (27箇所×2枚) 作成

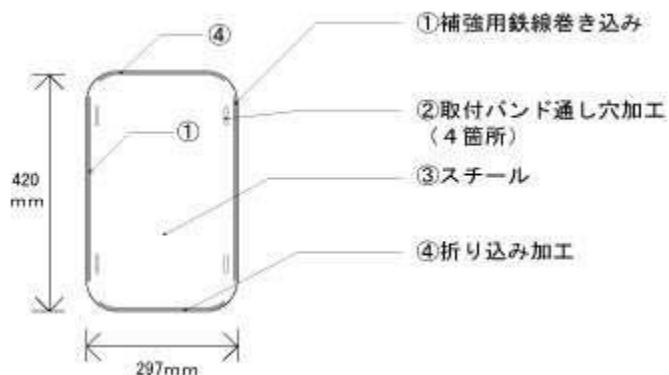
(3) サイズ

- ・縦 420mm×横 297mm×厚さ 0.27mm (A3 サイズ)

(4) 取付金具

- ・ビニールコーティングバンド、又は、同等品以上のもの (1,200mm×10mm)
- ・電柱等 1本につき 4本 (うち 2本は予備)

【加工イメージ図】





「じしん」「たいふう」で にげる ところ

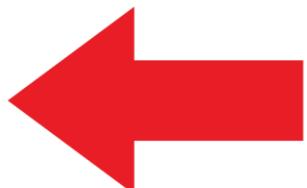
災害時避難所

Designated Disaster Evacuation Site

재해시의 피난소

灾害时的避难所

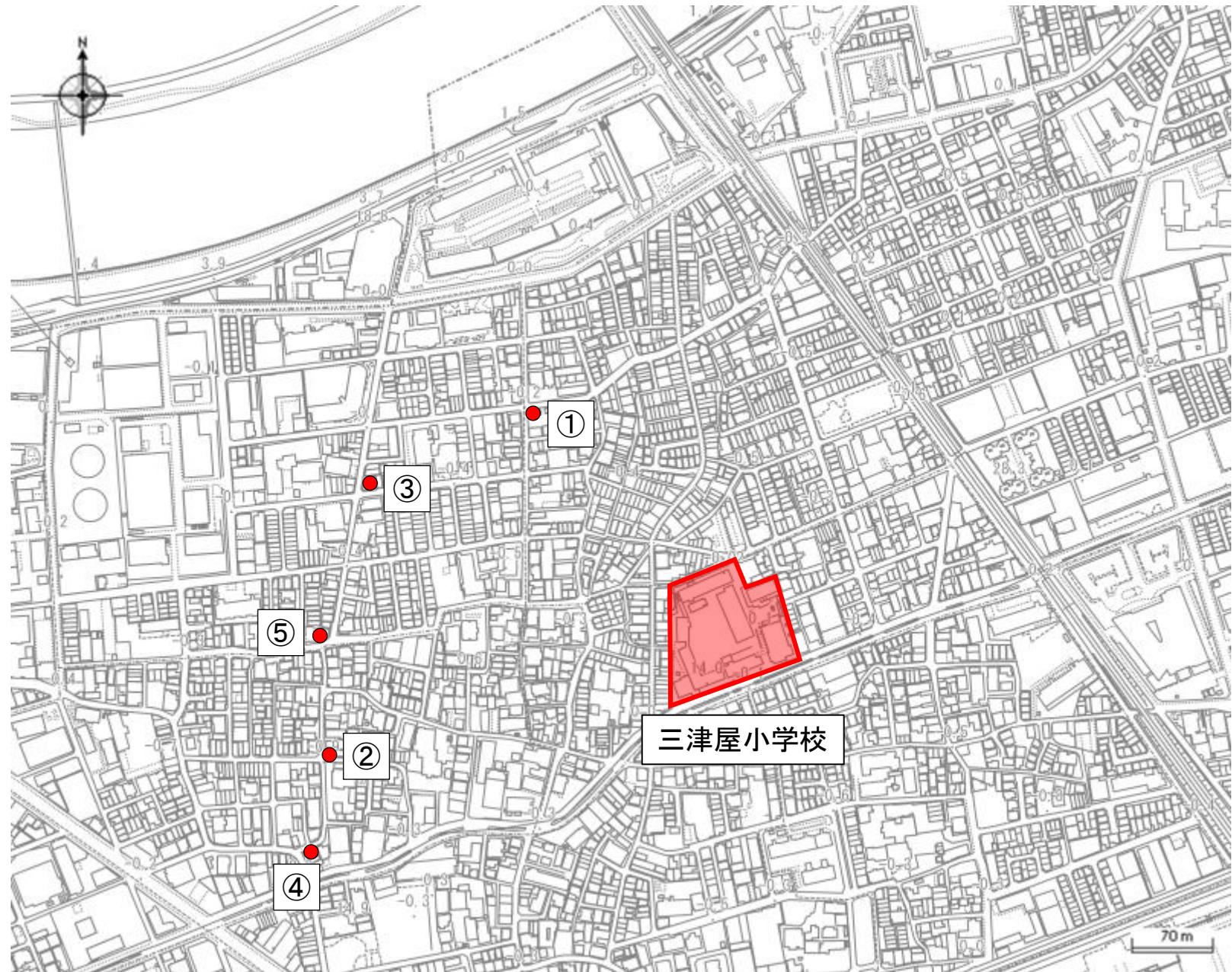
○○○○小学校

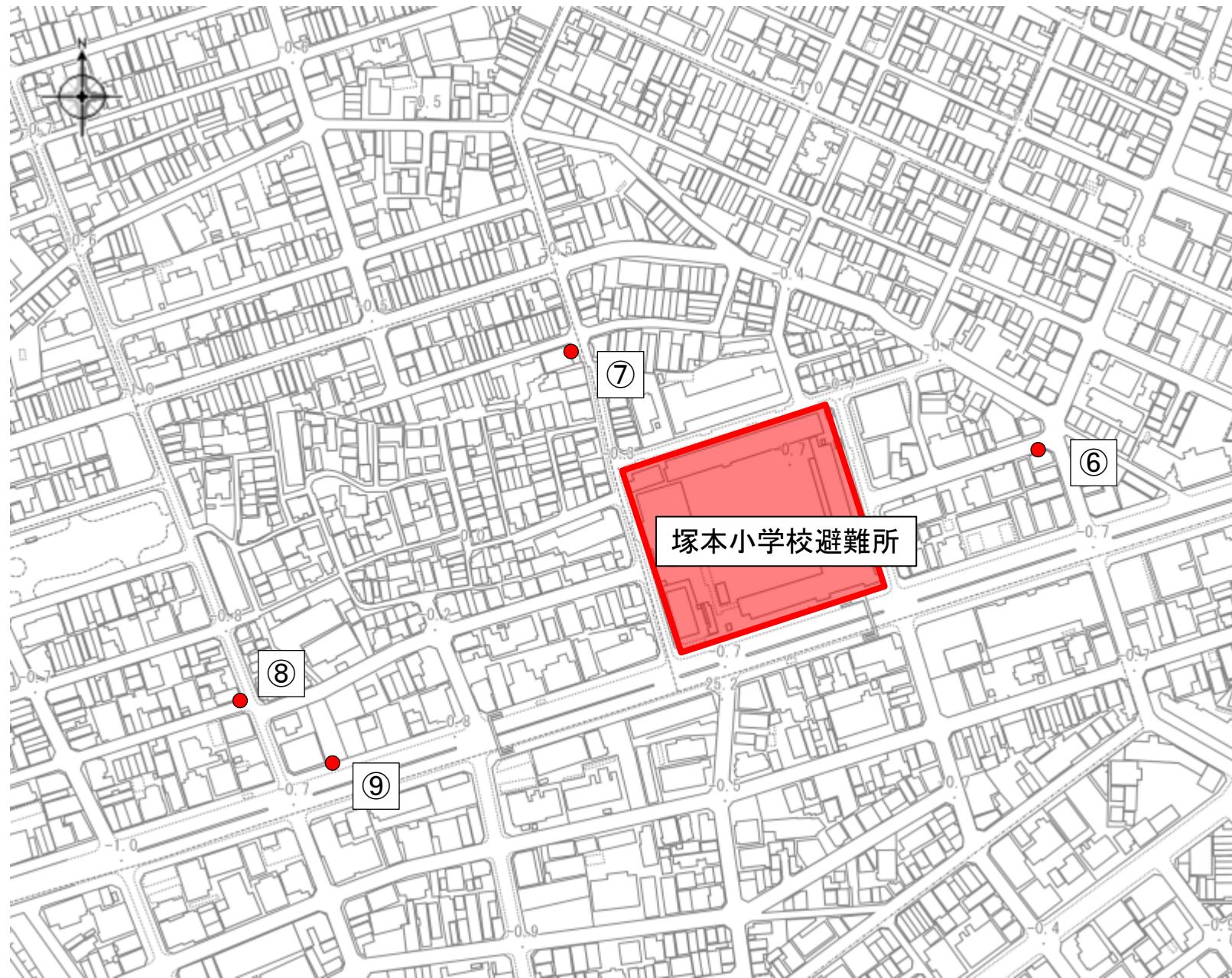


250m

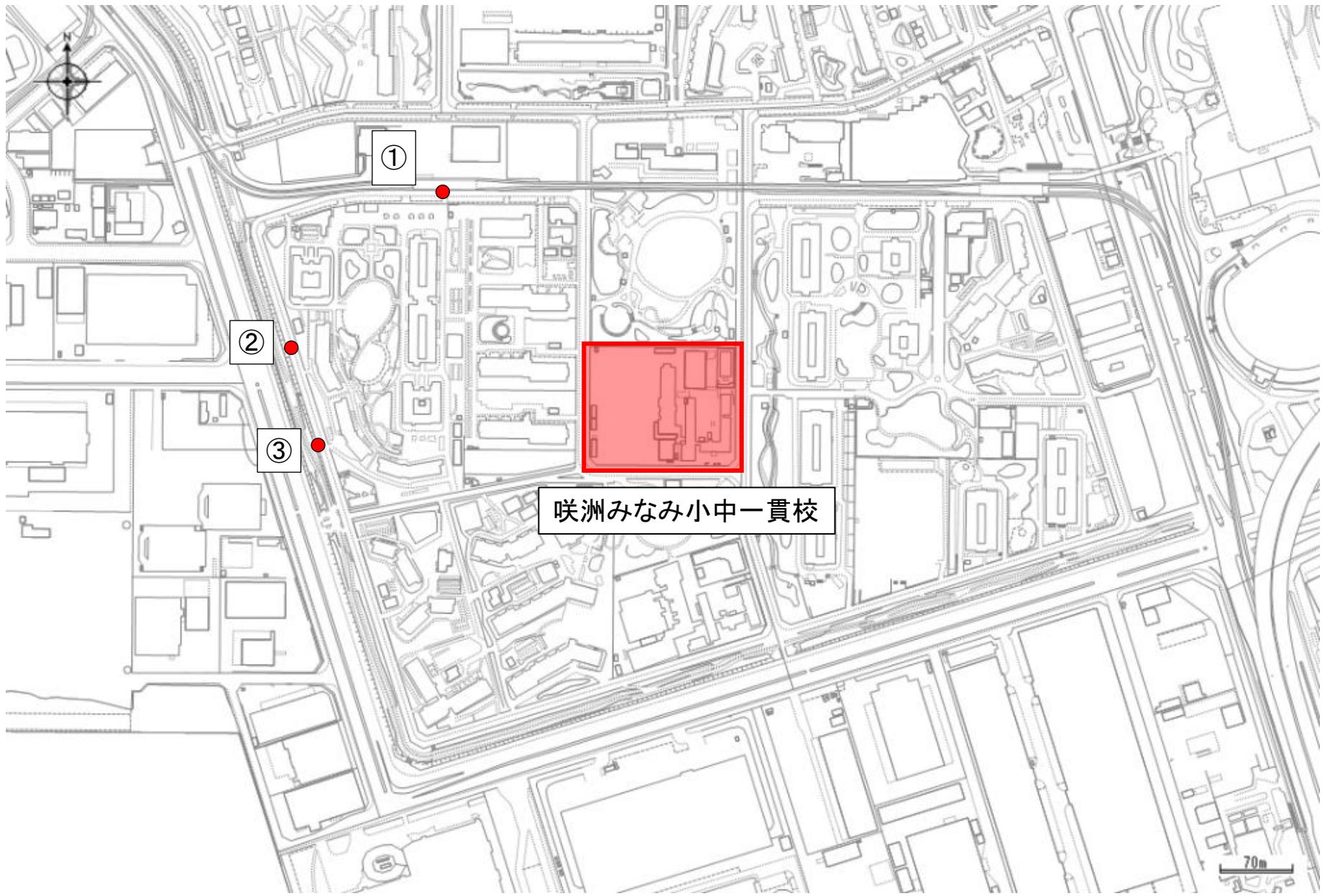
大阪市

淀川区(新規設置 9箇所)

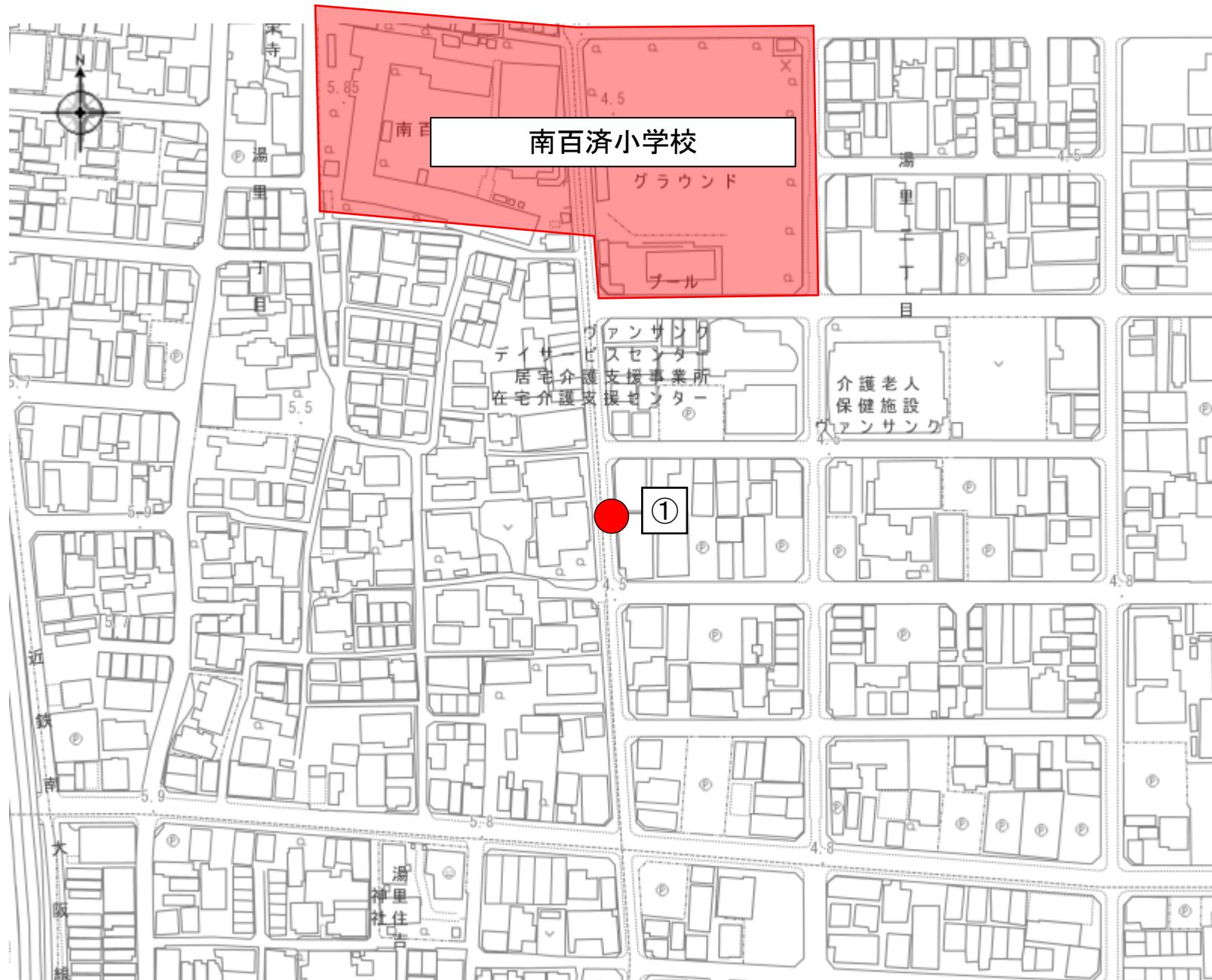




住之江区(既存取替 3箇所)



東住吉区(既存取替 1箇所)



西成区(既存取替 1箇所)



暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市危機管理室）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市危機管理室）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の危機管理室危機管理課（連絡先：06 - 6208 - 7388）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること